省　令

○文部科学省令第十九号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十九条の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月十日

文部科学大臣　三﨑　達夫

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「若しくは被扶養者の氏名」を削り、「、被扶養者を有するに至つたとき又は被扶養者に異動があつた」を「、法第十六条ただし書に該当するに至つたとき又は当該学校法人等の内部において所属学校を異動した」に、同条第二項中「き損し、又は余白がなくなつた」を「又はき損した」に改める。

第三条の二第一項中「あつた」を「あつたとき、法第十六条ただし書に該当するに至つたとき又は当該学校法人の内部において所属学校を異動した」に改める。

第三条を次のように改める。

（加入者被扶養者証）

第三条　事業団は、第一条の五の申請書（加入者について被扶養者がその要件を欠くに至つた場合における申請書を除く。）の提出があり、被扶養者の要件を備えるものと認定したときは、加入者に対し、加入者被扶養者証を交付する。

2　加入者は、被扶養者がその要件を欠くに至つたときは、当該被扶養者に係る加入者被扶養者証を、直ちに、当該学校法人等を経て、事業団に返納しなければならない。

3　第二条の規定は、加入者被扶養者証について準用する。この場合において、同条第一項中「氏名」とあるのは「氏名若しくは被扶養者の氏名」と、「加入者証」とあるのは「加入者被扶養者証（被扶養者の氏名に変更があつたときは、当該被扶養者に係る加入者被扶養者証）」と読み替えるものとする。

第五条第一項第九号中「加入者証」を「加入者証又は加入者被扶養者証」に、同条第七項中「加入者証若しくは遠隔地被扶養者証」を「加入者被扶養者証」に改める。

第二十四条第二項第三号及び第二十三条の六第二項第七号中「様式第十一号」を「様式第十号」に改める。

第二十四条の四第二項中「第一条の四」を「第一条の五」に、「第一条の六」を「第一条の七」に改め、「、第三条第一項若しくは第三項」を削り、「第三条の三」を「第三条の三第一項及び第二項」に、「若しくは第三項又は第四条の十三第一項若しくは第三項」を「及び第三項並びに第四条の十三第一項及び第三項」に改め、「、第三条第一項及び第三項」を削る。

第二十四条の五中「若しくは第二項又は第八条」を「及び第二項、第五条の十第一項並びに第八条第一項」に、「第八条中」を「第五条の十第一項及び第八条第一項中」に改める。

第二十四条の六第二号を削る。

第二十七条の四中「様式第十一号」を「様式第十号」に改める。

第二十九条中「様式第十二号」を「様式第十一号」に改める。

様式第一号中「加入者証の」を「加入者証等の」に、

1．有　　2．後日返納

を

加入者証 1．有　　2．後 加入者被扶養者証 1．有　枚　2．後日返納　枚

に、「、加入者証」を「、加入者証及び加入者被扶養者証」に、「加入者証を紛失等により添付」を「加入者証返納不能届書」に改める。

様式第二号中「1．この報告書には、加入者証を添付してください。」を

1．加入者に係る氏名変更の場合は、この報告書により添付できない場合は、別途「加入者証等返納不能届書」を添付してください。 2．この報告書には、加入者証を添付してください。 3．資格喪失後に提出される場合は、「学校法人等所在地」欄に住所、「代表者名・印」欄にご本人の署名・捺印をしてください。

に、「2．この報告書には、加入者証を添付してください。」を

2．この報告書には、加入者証を添付してください。 3．資格喪失後に提出される場合は、「学校法人等所在地」欄に住所、「代表者名・印」欄にご本人の署名・捺印をしてください。

に、「3．任意継続加入者の方は、「学校法人等所在地」欄に住所、「代表者名・印」欄にご本人の署名・捺印をしてください。」を

3．任意継続加入者の方は、「学校法人等所在地」欄に住所を、「代表者名・印」欄にご本人の署名・捺印をしてください。

に、「4．加入者証を添付してください。」を

4．加入者被扶養者証を滅失等により添付できない場合は、別途「加入者証等返納不能届書」を添付してください。

に改める。

様式第三号中「加入者証の」を「加入者証等の」に、

1．有　　2．後日返納

を

加入者証 1．有　　2．後 加入者被扶養者証 1．有　枚　2．後日返納　枚

に、「、加入者証」を「、加入者証及び加入者被扶養者証」に、「加入者証を紛失等により添付」を「加入者証返納不能届書」に改める。

様式第四号中「加入者証の」を「加入者証等の」に、

1．有　　2．後日返納

を

加入者証 1．有　　2．後 加入者被扶養者証 1．有　枚　2．後日返納　枚

に、「、加入者証」を「、加入者証及び加入者被扶養者証」に、「加入者証を紛失等により添付」を「加入者証返納不能届書」に改める。

様式第八号中「第一条の四」を「第一条の五」に改め、同様式(裏)の記載要領中「8　9　この申請書には、加入者被扶養者証を滅失等により添付できない場合は、別途「加入者証等返納不能届書」を添付してください。　10　※欄は記入しないでください。」を

8　9　この申請書には、加入者被扶養者証を滅失等により添付できない場合は、別途「加入者証等返納不能届書」を添付してください。 10　※欄は記入しないでください。

に改める。